

一般社団法人日本臨床神経生理学会 代議員選出規則

第一章 目的

第1条 一般社団法人日本臨床神経生理学会（以下「当法人」）の定款（以下、定款）第19条による代議員の選出については、定款に定めるもののほかこの規則による。

第二章 被選挙権

第2条 代議員は原則として、以下2項から4項までを満たすものの中から選出する。

- 2 本会の正会員となって連続5年以上を経た者。
- 3 代議員選出が行われる年の9月30日時点で満65歳未満の者。
- 4 未納会費がないこと。

第三章 選挙権

第3条 選挙人は選挙が行われる前年の10月1日における正会員を対象とする。

第四章 定数

第4条 代議員の定数は、代議員選出が行われる前年の9月30日において、正会員15名に1名の割合とする。

- 2 代議員の選考は再任と新選出による。
- 3 新選出の代議員は、正会員の割合に応じて、臨床系の各専門科および基礎系ごとに定数を定める。

第5条 前条第1項から第4項の定数は、代議員選出が行われる前年の9月30日における正会員の専門科ごとの分布を考慮し、後述の代議員選挙管理委員会が定めるものとする。

- 2 代議員選挙管理委員会は、臨床系、基礎系の定数を示すが、臨床系の専門科については、定数そのものは提示せず、会員数を公示する。
- 3 前項の提示は、代議員選出を行う前年の代議員会において行う。

第五章 新選出候補の選出方法

第6条 新たに代議員の候補となる者は、代議員選出が行われる前年の代議員の推薦により、次期代議員に立候補できる。

2 代議員は、次期代議員として適当と思われるものを代議員選挙管理委員会に最大2名まで推薦することができる。

3 代議員は推薦しようとする者についての推薦書を、代議員の選出が行われる前年の11月30日(消印有効)までに到着するように、代議員選挙管理委員会の指示する所に郵送しなければならない。

4 前項の推薦状には、被推薦者の抱負、業績を示すものとして、過去10年以内に発表した本学会の研究領域に関連する論文3編のリストを添付することとする。

5 第3項および第4項の推薦書の様式は別に定める。

第六章 再任候補の選出方法

第7条 任期終了後も、代議員は連続して再任することができる。

2 代議員選挙管理委員会は、代議員選出が行われる前年に、再任を希望する代議員の意向調査を行う。

3 前項の調査は、代議員選出が行われる前年の9月30日までに終了させる。

第七章 候補者資格審査

第8条 第6条によって推薦された新選出の代議員候補者について、代議員選挙管理委員会が第2条、第6条に掲げる資格審査を行う。

第9条 第7条によって再任を希望した代議員候補者について、代議員選挙管理委員会が第2条、第7条および、以下の項目の資格審査を行う。

2 代議員会を連続3回欠席した代議員は次期代議員としての選考から除外する。ただし明確な欠席事由が理事会で認められた場合はこの限りでない。

3 前項の欠席事由の正当性は、当該代議員会開催後直近の理事会にて審議、決定する。

第10条 代議員選挙管理委員会は、第8条、第9条の資格審査を行い、代議員が選出される年の2月1日までに候補者名簿を確定する。

2 代議員選挙管理委員会は代議員からの推薦が各科の定数に満たない場合は該当科の候補者の補充はしない。

3 代議員選挙管理委員会は、資格を認めなかった候補者に理由を付して通知する。

第八章 選挙の公示及び投票方法

第11条 代議員選挙管理委員会は、代議員が選出される年の2月1日までに候補者名簿を書面または電子的方法で正会員に送付または公示し、投票に必要な手続きを通知する。

2 投票は郵送又は電子投票によって行うことができる。

3 投票の締め切りは、代議員が選出される年の4月1日（消印有効）までとする。

第12条 新選出の代議員は、臨床系の各専門科および基礎系の定数に基づいて、正会員の投票によって選出する。

2 前項の投票は、正会員1人あたり20票とする。

3 前項20票のうち3票以内を基礎系、17票以内を臨床系に投じるものとし、この票数を超えて投票した選挙人の投票は、一括して無効とする。

4 臨床系の候補者は専門科ごとに公示されるが、投票は17票の範囲内で専門科に関係なく自由に選択できるものとする。

第13条 再任の代議員候補者は、信任投票とする。

2 信任投票は一括とし、不信任者がある場合は、その名前を所定の記載欄に記入する。

第九章 開票及び信任

第14条 第12条の新選出の代議員候補の選出にあたっては、有効投票の多い順に定数の当選人を決める。

2 前項において同点者が2名以上あるときは、代議員任期4年を全うできる候補者のうち、年齢の高い者を上位とする。

第15条 第13条の信任投票において、有効投票数の過半数の不信任があった場合は、当該候補者の再任を不可とする。

第十章 代議員選考結果の公示

第16条 代議員選挙管理委員会の委員長は第14条および第15条の選挙結果を得票数とともに、代議員選出が行われる年の5月1日までに全会員に公示する。

第十一章 代議員選挙管理委員会

第17条 本会は、第5条から第16条にかかわる選挙の管理、執行の業務を行うため、代議員選挙管理委員会を置く。

2 代議員選挙管理委員会委員は、代議員の中から選任する。

3 代議員選挙管理委員会は互選により委員長を定め、選挙に対する事務的作業を遂行する。

4 委員長及び委員の任期は、委嘱の日から始まり、代議員選出結果を会員に公示する日までとする。

第18条 代議員選挙管理委員会に係る業務は、委員の三分の二以上の同席を必要とする。

第19条 代議員選挙管理委員会は定款第30条第1項に定める委員会とするが、委員会に関する規則の適応外とし、別に運営に関する規則を設ける。

第十二章 改廃

第20条 本規則の改廃は、理事会ののち、代議員会の承認を必要とする。

附 則

1 本規則は2016年10月26日から適用する。

2 本規則の改定は代議員会において委任状を含めた出席者の過半数の同意を必要とする。

3 2012年11月7日制定の日本臨床神経生理学会代議員選出規程は廃止する。